

■長期優良住宅建築等計画認定手数料額

区分		長期優良住宅普及促進法認定関係				建築確認				
		認定 法第5条第1 項から第3項	変更認定 審査 第8条第1項	変更認定 審査 第9条第1項	地位の承継 承認 第10条	(加算)法第6条の3の申出がある場合				
住宅の種類	工事種別			譲受人の 決定変更 認定		建築物の床面積	建築確認 申請手数料 相当額	構造計算適合性判定 手数料相当額		
								大臣認定 プログラム	大臣認定プロ グラム以外	
性能 確認 書 又 は 評 価 書 あ り	戸建住宅	新築の場合	8,000	4,000	2,200	2,200	~30㎡以下	7,000	107,000	156,000
			30㎡超~ 100㎡以下	14,000						
		100㎡超~ 200㎡以下	24,000							
		200㎡超~ 500㎡以下	31,000							
	共同住宅等 (500㎡以下) (右欄の額は住棟 単位です。)	新築の場合	17,000	8,500	2,200	2,200	~30㎡以下	7,000	107,000	156,000
			30㎡超~ 100㎡以下	14,000						
		100㎡超~ 200㎡以下	24,000							
		200㎡超~ 500㎡以下	31,000							
上 記 以 外 の も の	戸建住宅	新築の場合	57,000	28,500	2,200	2,200	~30㎡以下	7,000	107,000	156,000
			30㎡超~ 100㎡以下	14,000						
		100㎡超~ 200㎡以下	24,000							
		200㎡超~ 500㎡以下	31,000							
	共同住宅等 (500㎡以下) (右欄の額は住棟 単位です。)	新築の場合	127,000	63,500	2,200	2,200	~30㎡以下	7,000	107,000	156,000
			30㎡超~ 100㎡以下	14,000						
		100㎡超~ 200㎡以下	24,000							
		200㎡超~ 500㎡以下	31,000							

- ・床面積の合計とは申請住戸が属する1の建築物における延べ面積(建築基準法施行令第2条第1項第1号)
- ・確認書等の添付がない場合の申請手数料については、従前の通りです。
- ・品確法第6条第1項に規定する「設計住宅性能評価書」は本認定申請では使用できなくなります。

※なお、建築確認の計画変更手数料は、変更に係る面積の1/2に応じた建築確認手数料相当額とする。